

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

香椎税務署では、「いつでもどこでも確定申告が手軽にできる」スマートフォンを利用した申告の推進に取り組んでいます。
昨年に引き続き、香椎税務署管内の方を対象として、令和7年1月以降、「**説明会兼申告会会場一覧**」のとおり、**スマートフォンとマイナンバーカード**を利用した申告説明会兼申告会を実施いたします。
当説明会兼申告会におきましてスマートフォンで確定申告書の作成・提出ができますのでご希望の方の参加をお待ちしています。

説明会兼申告会会場一覧

開催日	受付時間	名称	場所
令和7年1月27日(月)	10時～15時	宗像市役所 北館103会議室	宗像市東郷1丁目1番1号
令和7年1月28日(火)	10時～15時	シーメイト 2階 研修室	志免町大字志免451番地1
令和7年1月28日(火)	10時～15時	粕屋町役場 2階 大会議室	粕屋町駕与丁1丁目1番1号
令和7年1月29日(水)	10時～15時	宇美町役場 2階 大会議室	宇美町宇美5丁目1番1号
令和7年1月30日(木)	10時～15時	クリエイト篠栗 2階 会議室	篠栗町中央1丁目9番1号
令和7年1月30日(木)	10時～15時	須恵町役場 1階 保健センター	須恵町大字須恵771番地
令和7年1月31日(金)	10時～15時	古賀市役所 2階 中会議室	古賀市駅東1丁目1番1号
令和7年1月31日(金)	10時～15時	そびあしんぐう 2階 研修室	新宮町新宮東4丁目1番1号

確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで

自動計算で申告書が完成！

作成コーナー



マイナポータル連携で控除証明書等のデータが

自動入力できる！ ※ご利用には事前準備が必要です



マイナポータル連携
の詳細はこちら



参加には**事前予約**が必要です **事前予約**及び問い合わせ先
(上記の相談予約は令和6年12月2日から受付開始します)

香椎税務署 個人課税部門

TEL092-661-1031

音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

✓ マイナンバーカード

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ

(又はICカードリーダー)

✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

① 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)

② 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



説明会に必要な書類等

説明会へお越しの際は、次の書類等を忘れずにご持参ください。

申告に必要な書類等		確認
1	お持ちのスマートフォン	<input type="checkbox"/>
2	マイナンバーカード (及びパスワード2つ) 利用者識別番号 (税務署で過去に発行した16桁の数字) のわかるもの	<input type="checkbox"/>
3	令和6年分給与もしくは公的年金の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
4	青色決算書、又は、収支内訳書 (事業所得及び不動産所得を申告される方は、ご自宅で作成してきてください。)	<input type="checkbox"/>
5	申告に必要な控除証明書等 ・医療費の明細書 (医療費控除を受けられる方は、医療費の領収証等から「医療費の明細書」をご自宅で作成してきてください。) ・ふるさと納税の証明書 等	<input type="checkbox"/>
6	上場株式の特定口座年間取引報告書 (令和5年分の申告で譲渡損失額の繰り越しをされた方は、申告書付表の控えなど、各年の繰越額がわかるものもお持ちください。)	<input type="checkbox"/>
7	(還付申告の場合) 申告された方の還付先口座番号がわかるもの	<input type="checkbox"/>

※ マイナンバーカードをお持ちの方が対象です (カードをお持ちでない方は参加できません)。

※ 前年の控えをお持ちの方は参考としてお持ちください。

※ ID・パスワード方式の新規取得は行いません。

※ 上記5~7の書類等は、申告内容に応じて必要になりますので、ご不明な際は、お問い合わせください。

【参考】香椎税務署 出張相談会場のご案内

開催日	受付時間	名称	場所
令和7年2月4日(火) ~2月6日(木)	10時~15時	イオンモール福津 2階イオンホール	福津市日蒔野6丁目16番1号

- ・ **ご自身のスマートフォンを使って申告書を作成します。**
- ・ スマートフォン及び前年の申告書の控えをご持参ください。
- ・ 受付終了時間は早まる場合があります。
- ・ イオンモール福津へのお問い合わせはご遠慮ください。
- ・ 次に該当する場合は受け付けていません。
 - 事業を営む方 (生命保険等の営業職員の方を含む)、不動産所得がある方
 - 土地・建物又は株式等の譲渡所得がある方 (※)
 - 財産の贈与又は相続を受けた方 (※)
- ※ 住宅借入金等特別控除の適用に伴う譲渡・贈与については相談を行います